



千葉労働局発表
令和4年8月5日

照会先

千葉労働局労働基準部賃金室

室長 庄司 淳

室長補佐 坂本 知穂

(電話) 043-221-2328

報道関係者 各位

千葉県最低賃金の31円の引上げを答申

千葉地方最低賃金審議会（会長：大澤克之助）は、千葉労働局長（局長：江原由明）に対し、千葉県最低賃金を31円引き上げ、時間額984円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

1 本年7月12日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会に対して諮問を行った千葉県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、本日（8月5日）、現行の最低賃金の時間額953円を31円引き上げ（引上げ率3.25%）で、984円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

2 この「31円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安どおりの金額です。

3 今後は、この答申を受け、異議申出の公示等の諸手続を経て、千葉県最低賃金額が決定されることになります。

改正額の効力発生日は、現時点では令和4年10月1日が見込まれます。

4 厚生労働省では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、「業務改善助成金」の活用を推進しています。

○ 業務改善助成金（別添1リーフレット参照）

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金－千葉県最低賃金から30円以内－）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った事業主に対して、最大600万円（90円コースの場合）の助成金が支給されます。

→千葉労働局雇用環境・均等室（電話043-306-1860）

助成金の申請を検討される事業主の方で、最低賃金近辺の賃金を引き上げる場合は、現在の最低賃金が引き上げられる前に申請する必要があります。

5 「千葉働き方改革推進支援センター」（別添2リーフレット参照）

千葉労働局委託事業として、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談ができる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話0120-174-864）を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金を含めた申請の相談等を行っています。

.....

<参考1：最低賃金について>

○ 千葉県最低賃金について

地域別最低賃金である千葉県最低賃金は、産業、職種、常用・臨時・パート等の属性、年齢等にかかわらず、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。千葉県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第4条違反として罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

○ 特定最低賃金について

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは別に、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要であると認めた業種に設定されます。

千葉県においては、現在、7つの業種について設定がなされていますが、千葉県最低賃金額よりも高いものは、「鉄鋼業」と「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の2業種となっております。

○ 最低賃金に算入されない賃金

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

<参考2：最近5年間の千葉県最低賃金の改正状況>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低時間額	868円	895円	923円	925円	953円
引上げ額	26円	27円	28円	2円	28円
対前年度引上げ率	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%